

一般社団法人徳島県農業会議 常設審議委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県農業会議（以下「農業会議」という。）の定款第47条の規定に基づき、常設審議委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、定款第42条第1項第1号に掲げる次の事項の処理を任務とする。

- (1) 農地法第4条第4項及び第5項に定める事項
(転用の制限に伴う意見の提出)
- (2) 農地法第5条第3項に定める事項
(転用の制限及び転用のための権利移動制限に伴う意見の提出)
- (3) 農地法第18条第3項に定める事項
(賃貸借の解除、解約等の制限に伴う意見の提出)
- (4) 農地法第39条第4項に定める事項
(農地中間管理権を設定すべき旨の裁定に伴う意見の提出)
- (5) 農業振興地域の整備に関する法第15条の2の第6項、第7項に定める事項
(農用地区域内において開発行為をしようとする場合の意見の提出)
- (6) 農業経営基盤強化促進法第5条第6項に定める事項
(農業経営基盤強化促進基本方針の策定又は変更にあたっての意見の提出)
- (7) 土地改良法第97条第6項に定める事項
(交換分合計画を作成するよう知事が農業委員会に指示するにあたっての意見の提出)
- (8) 土地改良法第98条第9項に定める事項
(農業委員会が定めた交換分合計画に対し、異議申し立てが提出された場合の意見の提出)
- (9) 土地改良法第99条第10項に定める事項
(土地改良区が定めた交換分合計画に対し、申し出のあった異議の決定にあたっての意見の提出)
- (10) 土地区画整理法第136条第2項、第3項に定める事項
(土地区画整理事業計画の決定及び変更しようとする場合の意見の提出)
- (11) その他法令に基づく事項

2 前項のほか、定款第42条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を処理する。

3 定款第42条第2項の理事会への報告は、第1項及び第2項の事項の処理後開催される直近の理事会に行うものとする。

4 定款第42条第1項に掲げる事項については、委員会の議決をもって、この徳島県

農業委員会ネットワーク機構の決定とする。

(常設審議委員)

第3条 委員会は、常設審議委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、会長及び副会長、専務理事のほか、次に掲げる委員の資格を有する者のうちから、会長が理事会の承認を得て選任する。

- (1) 定款第6条第4項第1号の会員が互選した者 13人以内
- (2) 定款第6条第4項第2号の会員 6人以内
- (3) 定款第6条第5項第2号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (4) 定款第6条第5項第3号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (5) 定款第6条第5項第4号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (6) 定款第6条第5項第5号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (7) 定款第6条第5項第6号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (8) 定款第6条第5項第7号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (9) 定款第6条第5項第8号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人
- (10) 定款第6条第5項第9号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1人

3 第2項第1号に規定するものについては、別表区域ごとにその区域に割り当てた人数を、その区域ごとに互選する。

4 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。

5 委員は、定款第43条第3項に掲げる場合には、その地位を失う。

6 会長は、常設審議委員に欠員が生じたときは、その区域に互選を求めることができる。

(会議の開催等)

第4条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が委員会を招集する。

2 委員会は、原則として毎月13日（年12回）を定例日とし開催するほか、必要に応

じて開催するものとする。

会長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の3日前に、書面をもって議題、日時及び場所その他必要な事項を通知しなければならない。また、市町村農業委員会からの議案書も併せて送付する。

- 3 委員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長の出席がないときは、副会長があたる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は出席とみなす。
- 5 委員会は、その議決によって延期又は続行することができる。この場合においては、第2項の規定を適用しない。

(審議方法)

第5条 農業委員会法第43条第1項第7号の規定に基づく法令の規定により行うとされた業務については、以下の方法により審議するものとする。

- (1) 農地法に関する事案について、市町村農業委員会から意見を求められた際、3,000㎡を超える事案並びに転用事案にかかる農地区分が農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地の500㎡以上と一時転用について審議し、それ以外の事案については必要に応じ審議するものとする。
- (2) 3,000㎡を超える大規模な転用案件については、当該転用計画面積の妥当性等を確認する観点から、別に定める「農地転用現地調査実施要領」に基づき、原則として委員会の開催前に現地調査を行う。
- (3) 農地法第18条及び第39条に関する事案については、県の管轄部局から説明を聴いたうえで審議する。
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律に関する事案については、県の管轄部局から説明を聴いたうえで審議する。
- (5) 土地改良法に関する事案については、県の管轄部局から説明を聴いたうえで審議する。
- (6) 土地区画整理法に関する事案については、県の管轄部局から説明を聴いたうえで審議する。
- (7) その他法令に基づく事項については、県の管轄部局から説明を聴いたうえで審議する。

- 2 前項各号の審議にあたっては、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(決議)

第6条 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、会長の決するとこ

ろによる。

(議事録)

第7条 委員会の議事について、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席委員の中から、その委員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 常設審議委員の現在数
- (3) 出席した常設審議委員及び議長名
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の要領及びその結果

(日当)

第8条 委員会出席等に係る日当は以下の通りとする。ただし、専務理事には支給しない。

1回あたり	会長、副会長	6,610円
	委員	6,130円

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区域名	該当市町村名	人数
勝浦郡・名東郡・名西郡	勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町 神山町	1
海部郡	牟岐町、美波町、海陽町	1
板野郡	松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	1
美馬郡・三好郡	つるぎ町、東みよし町	1

農地転用現地調査実施要領

1 目的

優良農地の確保と農地法第4条第4項及び第5項、また、同法第5条第3項に規定する所掌事務の厳正かつ適正な執行に期するため、次により、現地調査を行う。

2 調査の時期

概ね毎月1日から12日までの間に実施する。

3 調査対象事案

農地転用面積が3,000㎡を超える案件

4 調査員

対象案件の所在する近隣市町村の常設審議委員のなかから会長が選任する。

5 調査方法

調査員は、当該農業委員会から許可申請書等に基づき事情を聴取した後、現地に出向き確認調査を行う。

6 調査結果の報告

調査員は、調査結果を報告書に取りまとめ、常設審議委員会において報告する。

7 その他

その他現地調査に必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。